

一般社団法人 新潟県卓球連盟 登録規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人新潟県卓球連盟（以下、「本連盟」という。）の定款に基づき、登録に関する必要な事項について、定めることを目的とする。

(登録条件)

第2条 登録できる者は、定款第6条第3項の登録会員（以下、「登録会員」という。）となるもので、以下の条件を満たし、別に定める「登録認定基準」に合致している者とする。

- ① 定款第67条に定める加盟団体に所属していること
- ② 登録会員は、チームに所属する個人であること
- ③ 登録会員は、公益財団法人日本卓球協会に登録する者であること

(登録手続き)

第3条 登録会員の登録は、公益財団法人日本卓球協会登録システムを経由して登録申請を行い、別に定める登録料を納付しなければならない。

(登録期限)

第4条 登録会員の登録の有効期限は、登録完了の日からその年度の末日（3月31日）までとする。

(登録の変更)

第5条 登録した会員情報に変更があるときは、公益財団法人日本卓球協会登録システムを経由して変更の申請を行わなければならない。

(登録料)

第6条 登録会員に登録する者は、別に定める登録料を公益財団法人日本卓球協会登録システムの登録料と合わせて納付しなければならない。

(義務)

第7条 登録会員は、本連盟の定款及び諸規程を遵守しなければならない。

(資格の失格)

第8条 登録会員は、次の事由により資格を喪失する。

- ① 公益財団法人日本卓球協会登録システムにより脱退申請を承認されたとき
- ② 所属するチームまたは加盟団体が解散したとき
- ③ 所属するチームまたは加盟団体を脱退したとき

(除名)

第9条 登録会員が本連盟の名誉を傷つけ、登録会員としての義務を果たさなかった場合、または登録会員として相応しくない事由がある場合は、会長は理事会の決議を経て除名できる。

- 2 前項により除名しようとするときは、理事会において登録会員に弁明の機会をあたえなければならない。

(登録料の精算)

第10条 登録会員は、既納の登録料に関して、事由の如何を問わず返戻を求めることはできない。

(補足)

第11条 本規程に定めのない事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月3日から施行する。

一般社団法人 新潟県卓球連盟 登録認定基準

(目的)

第1条 本登録認定基準は、一般社団法人新潟県卓球連盟（以下、「本連盟」という。）の登録規程に基づき、登録認定基準に関する必要な事項について、定めることを目的とする。

(登録会員)

第2条 登録会員とは、本連盟加盟団体に所属し、かつ、本連盟が実施する卓球競技会等に参加する者で、次の各号のいずれかの区分に登録された者とする。

- ① 選手登録
- ② 役職者登録（ただし、役職者登録のみでは選手活動はできない。）
- 2 原則として、同一人の選手登録は、1つの登録チームに限る。
- 3 本連盟に登録する際の居住地、氏名及び性別は、住民基本台帳記載事項に準じる。

(登録チームの種別および登録料等)

第3条 登録チームの種別（チーム区分）は、次のとおりとする。

種別（チーム区分）	チーム構成
一般	年齢を制限しない一般、並びに第5条第1項の第2種から第6種に所属しない選手で構成されるチーム
日学連	日本学生卓球連盟に所属する県内選手で構成されるチーム
学校（小・中学校、高体連、日学連を除く）	小・中学校、及び高体連または日学連に所属しない学校の選手で構成されるチーム
高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手で構成されるチーム
高体連（中高一貫）	中高一貫校に通学する全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手で構成されるチーム
中学生	中学生の選手で構成されるチーム
ジュニア	中学生以下の選手で構成されるチーム
日本リーグ	日本リーグに所属する選手で構成されるチーム

- 2 登録料等は別に定める。

(登録会員の種別及び登録料等)

第4条 登録会員の種別は、次のとおりとする。

種別	略称	対象者
第1種	一般	年齢を制限しない一般、並びに次の第2種から第6種に所属しない選手
第2種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する県内選手
第3種	高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手
第4種	中学生	中学生の選手
第5種	小学生以下	小学生以下の選手
第6種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手

第7種	日本リーグ	日本リーグに所属する選手
第8種	役職者	①加盟団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ、及びアドバイザー 一等 ②全国教職員卓球連盟に所属する役員

2 登録料等は別に定める。

(競技会等参加資格)

第5条 本連盟が行う各種競技会、検定会、及び研修会等に参加できる者は、第5条に規定する登録会員とする。

(登録地)

第6条 本連盟に登録する者は、本連盟の各支部を登録地とする。

- 2 本連盟に登録する者は、各支部地域内に居住、勤務又は学籍を有するものでなければならない。
- 3 居住地と勤務先、学籍地が異なる場合は、自己の意志によっていずれか1ヶ所の支部に登録するものとする。
- 4 勤務先とは、雇用者と雇用契約を締結した上で勤務する勤務地を指し、学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

(登録地の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの事由があるときは、同条に規定する居住地、勤務地、及び学籍地の属する支部以外の支部から登録することができる。

- ① 転居、転勤、転校、退職、及び結婚等により居住地を移転した場合
 - ② 自己の卓球競技技術の向上又は役職者の登録のため、自己の居住地、勤務地、学籍地以外からの登録を希望する場合
- 2 前項の登録にあたっては、関係支部の長の承認を要するものとする。ただし、次条第3項に規定する役職者の登録については、この限りでない。

(複数の登録)

第8条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録し、チーム戦出場のため勤務先以外の1つの登録チームに二重登録することができる。ただし、本連盟内に限る。

- 2 中学生(第4種)及び小学生以下(第5種)は、所属する学校以外に本連盟内の1つの登録チームに二重登録することができる。
- 3 役職者(第8種)は、第7条の規定により複数登録することができる。また、この場合役職者は、選手と兼ねて登録することができる。
- 4 第1項及び第2項の二重登録にあたり、前条第1項の規定に該当する場合は、同条第2項の規定を準用する。

(登録手続)

第9条 本連盟に登録する者は、登録チームを通じて公益財団法人日本卓球協会登録システムに必要な事項を入力し、登録手続を行うものとする。

- 2 登録は、毎年度行うものとし、原則として各支部が定める期間内にその手続を完了しなければならない。ただし、特別の事由により本期間内に登録の手続ができなかった場合は、登録チーム

及び各支部を通じて本連盟の承認を得た上で行うものとする。

(登録変更)

第10条 登録会員が転居、転勤、及び転校その他の事由で加盟団体等を変更する場合は、登録変更をすることができる。

- 2 前項の登録料は不要とする。
- 3 登録変更の手続は、登録の手続を準用する。

(登録取消)

第11条 次のいずれかの事項に該当する場合は、登録を抹消し、公表することができる。

- ① 本連盟定款、登録規程又は加盟団体規程等に違反した場合
- ② 登録料を未納した場合
- ③ 登録会員としての体面を著しく汚した場合

- 2 前項のいずれかに該当する者は、当該年度において再登録をすることはできない。

(登録情報の管理)

第12条 登録情報の管理は本連盟、及び各支部の責任者が行い、登録手続き、大会申込み、及び大会組合せ作成以外には、使用することができない。

- 2 本連盟及び各支部は、前項の責任者を補佐するアシスタント責任者を置くことができる。

(登録認定基準の改正)

第13条 本登録認定基準の改正は、理事会の承認を要する。

(補則)

第14条 本登録認定基準に定めのない事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この登録認定基準は、令和5年4月3日から施行する。

一般社団法人 新潟県卓球連盟 登録規程

別表 登録料

公益財団法人日本卓球協会登録料、及び一般社団法人新潟県卓球連盟登録料は下記のとおりとする。

種 別	日本卓球協会登録料	新潟県卓球連盟登録料	登録料計
第1種 一般	1,500円	800円	2,300円
第2種 日学連	1,100円	600円	1,700円
第3種 高体連	900円	500円	1,400円
第4種 中学生	700円	400円	1,100円
第5種 小学生	700円	400円	1,100円
第6種 教職員	1,500円	800円	2,300円
第7種 日本リーグ	1,500円	800円	2,300円
第8種 役職者	1,500円	800円	2,300円
第8種 役職教職員	1,500円	800円	2,300円

※県内出身の県外大学生選手が、本連盟の大会に参加する場合は登録料1,000円とする。